

建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る手数料表(法第34条・法第36条関係)

(1) 一戸建ての住宅			
区分	金額(円)		
床面積(㎡)	認定業務のみ	審査+認定業務	
～200	5,600	39,100	
200以上～		43,700	

(2) 共同住宅等			
区分	金額(円)		
床面積(㎡)	認定業務のみ	審査+認定業務	
～300	11,000	78,700	
300以上～2,000	23,200	131,200	
2,000以上～5,000	51,400	223,400	
5,000以上～10,000	91,800	320,100	
10,000以上～25,000	147,700	630,100	
25,000以上～50,000	223,500	1,114,700	
50,000以上	339,400	2,048,600	

(3) 非住宅建築物			
区分	金額(円)		
床面積(㎡)	認定業務のみ	審査+認定業務	
		モデル建物法	その他
～300	11,000	99,200	259,000
300以上～1,000	19,000	126,300	324,500
1,000以上～2,000	30,700	166,200	418,900
2,000以上～5,000	91,600	269,000	597,700
5,000以上～10,000	144,900	351,100	736,200
10,000以上～25,000	182,900	421,900	870,100
25,000以上～50,000	228,600	495,000	992,600
50,000以上	319,900	641,100	1,237,700

・証明書発行		1件あたり	1,100円
--------	--	-------	--------

●手数料の算定方法

※1 登録住宅性能評価機関等による事前審査がある場合「認定業務のみ」の欄の金額とし、事前審査がない場合「審査+認定業務」の欄の金額で算定

※2 変更認定にあつては算定床面積に1/2を乗じた区分の金額の合計(認定に係る評価手法の変更の場合は、その面積)

※3 複合建築物(非住宅建築物の部分及び住宅部分を有する建築物)の場合

非住宅建築物の評価手法及び床面積に応じた金額と、住宅部分の評価手法及び床面積に応じた金額の合計

※4 軽微な変更に関する証明申請にあつては、軽微な変更該当部分の床面積の合計に1/2を乗じて得た面積